

大気汚染防止法等改正のお知らせ

本年4月1日、大気汚染防止法(以下「法」という。)及び同法施行規則(以下「規則」という。)の一部改正が施行されました。

主な改正の概要は下記のとおりです。

【主な改正の概要】

1 ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設(法第16条、第35条第3号、規則第15条)

ばい煙排出者に対し、ばい煙量又はばい煙濃度(以下「ばい煙量等」という。)の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務づけるとともに、意図的にこれらの義務に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則が設けられました。なお、本罰則は法第16条に規定する測定を実施しなかった場合にも適用されます。

2 ばい煙量等の測定について(規則第15条)

ばい煙量等の測定は、ばい煙排出者が排出基準又は総量規制基準の遵守状況を確認するために義務づけているものであるため、規則第15条において当該測定の対象を排出基準又は総量規制基準が定められたばい煙とすることとされました。

したがって、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令(昭和60年総理府令第31号)附則第4項により、当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙()については、同様の理由により、法第16条の測定の対象とはなりません。なお、ばい煙排出者の自主的な取組みにより、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではありません。

長崎県では、法第4条の規定による指定地域の設定がなく、従って、総量規制基準は設定されていないことから、上記のばい煙等の測定については、排出基準の適用されているばい煙が対象となります。

【別表】

測定が必要なばい煙発生施設と測定対象物質及び測定回数の概要（規則第 15 条第 1 項）

| 対象物質 | 測定が必要となるばい煙発生施設 | | 測定回数 |
|---------------|-----------------|---|-----------------------|
| 硫黄酸化物 | | 硫黄酸化物の排出量が $10 \text{ Nm}^3 / \text{h}$ 以上の施設 | 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 |
| 窒素酸化物 | | 排出ガス量が $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 以上の施設（ を除く ） | 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 |
| | | 排出ガス量が $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 未満の施設（ を除く ） | 年 2 回以上（注 1） |
| | | 燃料電池用改質器 | 5 年に 1 回以上 |
| ばいじん | | ・ 排出ガス量が $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 以上の施設（ を除く ） ・ 焼却能力が $4,000 \text{ kg} / \text{h}$ 以上の産業廃棄物炉 | 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 |
| | | ・ 排出ガス量が $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 未満の施設（ を除く ） ・ 焼却能力が $4,000 \text{ kg} / \text{h}$ 未満の産業廃棄物炉 | 年 2 回以上（注 1） |
| | | ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関、燃料電池用改質器 | 5 年に 1 回以上 |
| 有害物質 （注 2） | | 排出ガス量 $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 以上の施設 | 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上 |
| | | 排出ガス量 $4 \text{ 万 m}^3 / \text{h}$ 未満の施設 | 年 2 回以上（注 1） |

（注 1）継続して休止する期間が 6 ヶ月以上の施設については年 1 回以上

（注 2）カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物

窒素酸化物、ばいじん及び有害物質については、ばい煙発生施設の種類により測定対象物質から除外されます。

小型ボイラー（下記のものに限る）非常用のガスタービン・ディーゼル機関・ガス機関・ガソリン機関について、当分の間、窒素酸化物及びばいじんの測定義務はありません。

【当分の間、排出基準を適用しないとされている主な施設】

ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及び主なガソリン機関のうち非常用として設置されるもの。

小型ボイラー（電熱面積10㎡未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上のもの）のうち、下記のイ又は口のいずれかに該当するもの。

イ 設置年月日が昭和60年9月9日以前であるもの

口 ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるもの。

口の施設については、硫黄酸化物の適用は猶予されていません。

その他、改正についての留意点は(1)～(3)のとおりです。

(1)測定結果の記録及び保存（規則第15条第2項第1号及び第2号）

測定の結果は、様式第7によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を3年間保存することとなります。また、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた者から当該測定に係るばい煙濃度の測定結果等について証明する旨を記載した同法第110条の2の証明書（環境計量証明事業者が交付する「計量証明書」）の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、様式第7によるばい煙量等測定記録表の記録に代えることができ、当該証明書を3年間保存することとなります。

(2)様式第7の記載（規則様式第7関係）

様式第7（ばい煙量等測定記録表）について、測定をしないばい煙に係る記述欄を削除して使用しても差し支えありません。

様式第7に記載するばい煙量等の測定方法は、施行規則別表第1から別表第3の2までの備考に掲げる日本工業規格等について記載してください。また、硫黄酸化物の量の測定については、規則別表第1備考二に掲げる方法で行う場合には、「排出ガス量」及び「硫黄酸化物の濃度」に関する記載は不要ですが、備考欄に「燃料の硫黄含有率」及び「燃料の使用量」の測定方法及び測定結果を記載してください。

(3)硫黄酸化物関係

今般の改正により、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は規則第15条の対象外となりましたが、規則別表第1の備考二により硫黄酸化物の量を算出する場合には、当該硫黄含有率の測定が必要となります。

なお、排出基準の遵守のため、ばい煙排出者が当該硫黄酸化物含有率を把握しておくことは引き続き重要であることから、必要に応じ、当該硫黄酸化物含有率の把握に努めてください。

3 事業者の責務（法第17条の2）

平成22年8月10日から施行されています。

事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととされました。

なお、本規定に基づく措置は、事業者の自主的な判断により実施されるべきものであり、事業者にはばい煙の測定又は排出の抑制を強制するものではありません。

事業者による具体的な措置として、例えば、ばい煙の大気中への排出状況の把握については、排出するばい煙に係るばい煙量等の自主的な常時測定の実施などが想定されます。また、排出を抑制するために必要な措置については、ばい煙に係る排出基準よりも厳しい自主目標値の設定、施設の適切な維持管理の施行、施設更新時におけるNO_x型小規模燃焼器の推奨ガイドライン（平成21年環境省）「適合機器等の低ばい煙排出施設への転換等が想定されます。